

「上野千鶴子『女たちのサバイバル作戦』を読む」第2章発表者(ソフィアさん)

〈この章を読んだ印象を話してみましよう〉

〈ことば〉

胎(はら)は借り物→子どもは父の家系に属する

批准(ひじゅん)する

p.4 サツまわり=警察を取材すること

p.5 メシ・フロ・ネル=晩ご飯と入浴と就寝 仕事から帰宅してこの3語しか必要でない生活

p.6 お褥すべり 江戸時代、武家の側室が側室としての役割を辞退すること

p.9 帝王学

示しが付かない=(手本となるべき立場にありながら)手本にならない

p.10 一般職(補助的な業務)と総合職(判断が必要になる基幹的業務:きかんでき ものごとの土台や中心)

p.11 寿退社(ことぶきたいしゃ)

p.13 破廉恥(はれんち:人として恥ずべき事を平気ですること)罪

〈トピック〉

p.1「外圧でもなければ、日本は女性差別撤廃に乗り出さないという認識を多くのひとたちが共有していた」

1994年 子どもの権利条約批准

赤松良子

https://www2.nhk.or.jp/archives/shogenarchives/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0001810328_00000

(4:30頃) それまでの女性の結婚退職制に対する訴訟と勝訴から始まったこと

〈設問〉

男女雇用機会均等法とは簡単に説明するとどのような法律ですか?

なぜ女性労働団体から均等法への反対があったのですか?

→ヒント:男女雇用平等法と男女雇用機会均等法の違い

均等法の2大欠陥とは何でしたか?

企業の合理性とは?

改正後の均等法に対する評価はどのようなものでしたか?